

部 門	事 業 項 目	内 容	備 考
I 対策部門	1. 法改正対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産登記のオンライン申請手続の別送方式の採用に伴い、不動産登記制度及び不動産登記法等の検討を行う。</li> <li>・不動産登記法等に関する業務及び研修事業について、積極的な対応を図る。</li> <li>・会社法等に関する業務及び研修事業について、積極的な対応を図る。</li> <li>・平成14年改正司法書士法の附帯決議の実現に向け、司法書士法改正及び司法書士制度関連法案等への対応を図る。</li> </ul>	執行部
	2. 司法・司法書士制度対策 ① 司法書士執務対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「司法書士倫理」規範の更なる周知を図り、倫理規範の修得を中心とする年次制研修を実施し、会員の執務指導を行う。</li> <li>・会社法について、税理士会と協調して、企業法人に対する具体的対応を進め、会社法等の研修会を実施する。</li> <li>・オンライン申請を普及するため研修会を行う等の具体的対応を進め、利用者の権利擁護及び利便性の対応を図る。</li> <li>・裁判所及び弁護士会との協議を行い、利用しやすい裁判制度の定着に協力する。</li> <li>・裁判実務における司法書士執務を検討し、簡裁代理業務の研修会も実施する。</li> <li>・司法書士執務についての規範規則制定の検討を行う。</li> </ul>	執行部
	② 特別研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日司連が実施する司法書士特別研修を運営する関東ブロックに協力する。</li> </ul>	執行部
	③ 日本司法支援センター（法テラス）への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本司法支援センター（法テラス）の活動に参加し、市民に対する情報提供業務、法律扶助、相談事業の利用を促進して、紛争解決への必要な情報並びにサービスを提供し、さらに、犯罪被害者の権利・利益の擁護のため、積極的に活動する。</li> <li>上記の目的達成のため、下記イからホを行う。</li> <li>イ. 法テラス東京（四谷）における司法書士による法律相談ブースの充実。</li> <li>ロ. 法テラスコールセンターの事業に協力。</li> <li>ハ. 法テラス東京の法律扶助契約司法書士数の増加。</li> <li>ニ. 法テラス東京との協議会の開催。</li> <li>ホ. 犯罪被害者支援対策準備委員会（仮称）の設置。</li> </ul>	執行部 相談部

部 門	事業項目	内 容	備 考
	④ 司法書士調停センターの運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調停センターにおいて、調停を実施する。</li> <li>・ 調停者及び調停管理者の養成、スキルアップのためにトレーニングを行う。</li> <li>・ トレーナーの養成を行う。</li> <li>・ 仲裁法による仲裁の実施を検討する。</li> <li>・ 外部相談機関等との連携を図る。</li> <li>・ 会館内に調停専用室の設置を検討する。</li> </ul>	執行部 企画部
	⑤ 司法書士不在地域・被災地支援対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本司法書士会連合会とともに、司法書士不在地域に対する個人・法人会員の開業支援を実施する。</li> <li>・ 司法書士の不在地域の解消に向けて情報収集をする。</li> <li>・ 三宅島の被災住民のための法律相談を実施する。</li> <li>・ 司法書士不在地域・島嶼地域における法律相談の充実を図るため、法律相談会を実施する。</li> <li>・ 外部団体等と連携をとり、司法書士不在地域・島嶼地域における法律相談充実を図る。</li> <li>・ 司法書士不在地域に対する個人・法人会員の開業支援及び公設事務所設置について検討する。</li> <li>・ 奥多摩地区住民に対し、巡回法律相談を実施する。</li> </ul>	総務部 企画部 相談部
	⑥ オンライン申請推進対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会員の事務所におけるオンライン申請環境の整備を推進するため、情報の収集に努め、対応を図る。</li> </ul>	執行部
	⑦ 非司法活動の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非司法書士活動を行った者に対し、警告文を発する。</li> <li>・ 悪質な非司法書士活動をした者に対し、告発を行う。</li> <li>・ 非司法書士活動に関する情報収集及び調査を行う。</li> <li>・ オンラインによる登記申請、ホームページによる広告等を調査し、社会情勢にあつ非司法書士活動の防止策等を検討する。</li> </ul>	業務部 総務部 非司法書士排除委員会
	⑧ 危機管理対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日司連と協議して、会館の危機管理体制の強化を図り、万全なセキュリティを確保する。</li> <li>・ 定期的に会館における災害訓練及び消防訓練を行う。</li> <li>・ 会員に対して、事務所所在地域の災害復興訓練への参加を求め、必要な情報提供を行う。</li> </ul>	執行部 企画部
	⑨ 司法書士市民救援基金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民救援基金制度の広報を行い、会員への周知を図り、利用実績の増大及び活性化を目指すと共に、同制度の円滑かつ適正な運営を維持する。</li> </ul>	執行部
	⑩ 民事介入暴力への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会員向け「民事介入暴力対策の手引（仮称）」を発行し、会員に配布する。</li> <li>・ 会員向け「不当要求防止責任者講習」を実施する。</li> <li>・ 司法書士に対する民事介入暴力に関する対応策を検討し、関係機関との連携を図ると共に、会員への啓発活動を実施する。</li> </ul>	執行部

部 門	事 業 項 目	内 容	備 考
	3. 組織改善対策		
	①組織改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会の組織・機構、本会事業のあり方を検討する。</li> </ul>	執行部
	②情報公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開規則に則り、公益法人として必要かつ適正な情報公開を実施する。</li> <li>・懲戒処分等を公表する。</li> </ul>	総務部
	③個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護法の内容を検討し、個人情報保護方針並びに個人情報保護規程に基づき個人情報の更なる適正な管理に努める。</li> <li>・個人情報が漏洩しないよう、情報管理に関するセキュリティの検証を行い、十全な対応を図る。</li> </ul>	執行部 総務部
	4. 成年後見制度への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社団法人成年後見センター・リーガルサポート東京支部と協働し諸活動を行う。</li> <li>・地方自治体において、遺言と成年後見制度に関する出張講座をリーガルサポートと共催して実施する。</li> <li>・任意後見人・成年後見人等の職務を研究・検討し、制度の積極活用を図る。</li> <li>・地方自治体・社会福祉協議会・社会福祉士会・地域包括支援センター等とのネットワーク作りを推進し、制度の普及を図る。</li> <li>・高齢者・障害者などを対象とする無料法律相談会をリーガルサポートと共催して実施し、市民の要請に応える。</li> <li>・裁判所、公証人会、その他の団体等との協議を行い、制度の円滑な運用を図る。</li> </ul>	執行部
	5. 消費者問題への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多重債務問題改善プログラムの方針を尊重し、地方自治体の多重債務者に対する対策会議や相談窓口の体制整備に協力し、相互連携の強化充実を図る。</li> <li>・地方自治体の多重債務者に対する相談員向けの相談事例検討会を開催する。</li> <li>・金融経済教育等の消費者教育について、学校教育や企業の社員教育等の教材を作成して講師を派遣する。</li> <li>・利息制限法制限利率の適正利率の研究及び諸活動を行う。</li> <li>・割賦販売法、特定商取引法改正の推移を引き続き注視し、消費者行政一元化による新組織設立に伴う消費者契約法等の改正が適正になされるよう諸活動を行う。</li> <li>・その他、多重債務問題の解決等、消費者問題への対応のために消費者団体等との連携等の諸活動を行う。</li> </ul>	執行部
	6. 登記所統廃合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記所統廃合について情報収集と対応策を検討する。</li> </ul>	執行部

部 門	事 業 項 目	内 容	備 考
Ⅱ 執務指導部門	1. 執務改善推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民の権利の保護に寄与するため、会員の執務の更なる適正化を図り、会員指導を行う。</li> <li>・ 綱紀事案の概要をスーパーネットに掲載し、会員の執務に関する意識の向上に役立てる。</li> <li>・ 会員指導に関する調査期間を短縮する。</li> <li>・ 非司法書士との提携やリベートなど司法書士制度の信頼を揺るがす行為に関して、会員の意識の向上に努める。</li> <li>・ 報酬の在り方について検討し、会員への注意喚起を行う。</li> <li>・ 執務が適正でない会員に対しては会長指導を行う。</li> <li>・ 会員と依頼者等との紛議に関して、紛議調停を行う。</li> <li>・ 綱紀事件に関して事例を整理する。</li> <li>・ 綱紀委員を増員し、綱紀案件の効率的な処理を行う。</li> </ul>	執行部 業務部 総務部
Ⅲ 研究部門	1. 研究企画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人訴訟を支援するための研究、及び研修会を企画実施する。</li> <li>・ 司法書士の裁判実務の支援と、訴訟の円滑な実施を目的とした、裁判所との実務協議会を行う。</li> <li>・ 成年後見制度・家事事件における司法書士の役割や実務的諸問題について、家庭裁判所との協議を行う。</li> <li>・ 地方自治体、地域包括支援センター等と連携して、高齢者虐待問題に取り組む。</li> <li>・ 東京法務局との登記実務協議会を実施する。</li> <li>・ 研修情報「プロム」の資料収集を行い、webページ上に公開する。</li> <li>・ 高齢者が当事者となる不動産取引等における問題点とその対応について研究する。</li> </ul>	企画部
Ⅳ 研修部門		(研修の種類ごとに〇〇〇頁～〇〇〇頁参照)	研修部
Ⅴ 相談部門	① 常設法律相談・司法書士総合相談センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 裁判・クレサラ等多重債務・登記・会社法務・成年後見等について常設法律相談会を開催する。</li> <li>・ 当番司法書士制度を充実させる。</li> <li>・ 専門分野別の相談員研修を積極的に行い、相談体制の充実を図る。</li> <li>・ インターネットによるメール相談を実施する。</li> <li>・ フリーダイヤルを利用した電話相談等、電話による相談の拡充を図る。</li> <li>・ 墨田・三多摩総合相談センターの充実を図る。</li> <li>・ 支部相談担当者会議を開催し、支部開催の相談事業との連携を図る。</li> </ul>	執行部 相談部

部 門	事 業 項 目	内 容	備 考
VI企画部門	②無料法律相談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法の日」等における司法書士相談会を実施する。</li> <li>・東京都貸金業対策室における相談ブースにおいて、クレサラ被害等についての常設相談を実施する。</li> <li>・東京都・同特別区が実施する社会福祉事業に協力し、生活保護者・路上生活者等に対する法律相談を実施する。</li> <li>・裁判・クレサラ・消費者問題等の専門分野に関する電話・面談等による相談会を開催する。</li> <li>・登記・相続・遺言・成年後見等をテーマとする相談会を開催する。</li> <li>・ターミナル駅や市民祭りなど人通りの多い場所において街頭相談会を開催する。</li> <li>・総務省東京行政評価事務所が世田谷郵便局内に開設する「行政なんでも相談所」に相談員を派遣する。</li> <li>・総務省東京行政評価事務所が百貨店松屋浅草「お客様窓口」に開設する「浅草行政なんでも相談所」に相談員を派遣する。</li> </ul>	相談部 企画部 支部等
	1. 司法書士講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者問題等について、中学生、高校生、盲ろう学校の生徒やPTAを対象に、講座・寸劇・漫才・ティーンコート・ADR等を企画し実演する。</li> <li>・大学生等に対する司法書士ガイダンスを開催する。</li> <li>・地方自治体等における成年後見講座に講師を派遣する。</li> <li>・商工会議所等が主催する、会社法等に関する講演会や講座に講師を派遣する。</li> </ul>	企画部 支部等
	2. 司法書士劇団の上演	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京司法書士会司法書士劇団「リーガル☆スター」の上演を通して、市民に身近な法律問題を分かりやすく理解してもらうことを目的として、今年度も複数回の公演を目指す。</li> <li>・支部主催事業や各自治体・社会福祉協議会等の行事においての上演を実現する。</li> <li>・日司連の協力を得て、各ブロック協議会や各单位会において行う、市民シンポジウム・公開講座等での劇団上演の実現を目指す。</li> </ul>	企画部
	3. 講演会等の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利息制限法の制限利率引き下げ・多重債務問題、消費者問題や高齢者虐待、憲法・人権問題、成年後見制度の普及等について、必要に応じ講演会・シンポジウムを開催する。</li> </ul>	執行部 企画部

部 門	事業項目	内 容	備 考	
VII 福利厚生部門	4. 友好諸団体との交流と協同事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・十士業よろず相談会を実施する。</li> <li>・東京三弁護士会との協議会を開催する。</li> <li>・東京公証人会、東京土地家屋調査士会との三者協議会を開催する</li> <li>・東京税理士会との協議会を開催する。</li> <li>・災害復興まちづくり支援機構の運営に協力及び参加する。</li> <li>・自治体において実施する、災害復興訓練への参加を支援する。</li> <li>・本塩町会との災害時援助に関する協議を継続する。</li> </ul>	執行部 企画部 相談部	
	5. 広報活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビ・ラジオ・新聞・雑誌等のマスコミあるいは活字媒体を利用し、新たな制度広報の推進を図る。</li> <li>・マスコミ関係者との接触を図り、東京会が実施する諸事業についての制度広報を推進する。</li> <li>・劇団リーガル☆スターの演目「ぼけてても好きな人」を題材とした法律解説書を編集し出版する。</li> <li>・司法書士の職務内容を広く社会に紹介し、市民への情報提供を行うため、東京司法書士会ホームページ及び東京司法書士会総合相談センターホームページの更なる充実を図る。</li> <li>・自治体の発行する広報紙等に無料法律相談の広告を掲載する。</li> <li>・鉄道・バス等の移動広告媒体や駅・ホームに無料法律相談の広告を掲載する。</li> <li>・司法書士が、相続登記についての唯一の専門職能であることの広報を、自治体や諸官庁・公的団体等に積極的に行う。</li> </ul>	企画部	
	6. 支部等の広報活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支部、支部ブロック、三多摩支会等における街頭相談会及び講演会・講座等の開催を支援する。</li> </ul>	企画部 相談部	
	7. 対外広報誌の発行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京司法書士会の対外広報誌「司法の窓・f a l o」を季刊誌として発行し、市民に対し司法書士の制度広報と情報の提供を図る。</li> </ul>	企画部	
	1. 健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員・補助者を対象とした集団健康診断を行い、人間ドックを斡旋する。</li> </ul>	企画部	
	VIII その他	1. 多目的ホールの運営(7階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書スペースにおいて文献及び書籍等の整備と充実を図る。</li> <li>・「官報」については、保存場所・保存期間等の問題を考慮し、電子的媒体としての「情報」を保存することを検討する。</li> </ul>	企画部
		2. 裁判事務支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・判例検索ブースを管理・運営し、会員の裁判事務支援を図る。</li> <li>・本人訴訟を推進し、これを支援するための体制を整える。</li> </ul>	企画部

部 門	事 業 項 目	内 容	備 考
	3. 会員への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員への情報提供の電子化をさらに推進・充実させ、確実かつ迅速化を図る。</li> <li>・全会員へのメール発信を試行し、継続して検討する。</li> </ul>	総務部
	4. 事務局組織運営規程等の制定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効率的な事務管理と適正な処理のため、事務局組織運営規程を制定し、労働法に則った就業規則・給与規則等の整備を図る。</li> </ul>	執行部
	5. 職員研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局体制の整備を図るため、業務改善についての具体的な内容を検討し、管理職研修を行う。</li> <li>・職員の事務処理の正確さ及び迅速化を図るため個々の業務に対応した職員研修を実施する。</li> </ul>	総務部